

社会・援護局関係主管課長会議資料

令和2年3月4日（水）

総務課

目 次

重点事項

- 第1 矯正施設退所者の地域生活定着支援について
 - 1 事業概要について 1
 - 2 令和2年度予算案の内容等について 1

- 第2 自殺対策の推進について
 - 1 自殺対策の状況等について 8
 - 2 今後の自殺対策について 9

連絡事項

- 第1 共同募金運動について 20
- 第2 社会福祉事業従事功労者等に対する厚生労働大臣表彰について 21
- 第3 簡素な給付措置(臨時福祉給付金)について 22

参考資料

- 1 令和2年度 社会・援護局関係主要行事予定〈社会関係〉 24
- 2 令和2年度予算(案)の概要 25

重点事項

第 1 矯正施設退所者の地域生活定着支援について

1 事業概要について

刑又は保護処分の執行のため矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所及び少年院）に収容されている人のうち、高齢又は障害のため福祉サービスを受ける必要がある人等が、釈放後直ちに必要な福祉サービスを受けることができるよう、平成 21 年度から「地域生活定着支援事業（現在は地域生活定着促進事業）」が開始された。

本事業では、各都道府県の地域生活定着支援センターが、矯正施設収容中から、矯正施設や保護観察所、既存の福祉関係者と連携して、支援の対象となる人が釈放後から福祉サービスを受けられるよう取り組んでいただいている。

【地域生活定着促進事業におけるセンターの主な業務】

(1) コーディネート業務

保護観察所からの依頼に基づき、福祉サービスに係るニーズの内容の確認等を行い、受入れ先施設等のあっせん又は福祉サービスに係る申請支援等を行う。

(2) フォローアップ業務

コーディネート業務を経て矯正施設から退所した後、社会福祉施設等を利用して人に関して、本人を受け入れた施設等に対して必要な助言を行う。

(3) 相談支援業務

懲役若しくは禁錮の刑の執行を受け、又は保護処分を受けた後、矯正施設から退所した人の福祉サービスの利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行う。

2 令和 2 年度予算案の内容等について

(1) 令和 2 年度予算案の内容について

本事業の取組み状況については、各都道府県の取扱件数に大きな差異が見られることもあり、矯正施設収容中から全国レベルの広域調整を行う基礎的な機能を担保し、かつ、業務件数に応じた必要な事業費を確保するため、令和元年度と同様、基礎事業費と実績に応じた事業費からなる補助基準額を設定する。

また、再犯防止推進法に基づき平成 29 年 12 月に閣議決定された再犯防止推進計画も踏まえ、平成 30 年度には、矯正施設や福祉関係者等との連携を強化するために一定

の充実を図ったところであるが、複雑困難な事例の増加や支援期間の長期化等の課題に対応するため、よりケースに近い地域社会での本事業への理解の促進及びネットワークの構築、強化が求められている。このため、令和2年度においては、地域ネットワーク強化のための取組（地域福祉支援検討会、福祉事業者巡回開拓及び地域福祉研修）を行う場合は、事業費の加算を設けることとした。

具体的には、「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金」のメニュー事業として、以下のとおり実施する。

ア 実施主体

都道府県（社会福祉法人、NPO法人等に運営委託可）

イ 補助率

定額補助（3／4相当）

ウ 補助基準額

実施主体ごとに以下の合計額を補助基準額とする。

- ・ 基礎事業費：13,500 千円
- ・ コーディネート業務・フォローアップ業務の業務件数に応じた事業費
：1件当たり80千円
- ・ 地域ネットワーク強化の業務に応じた加算：最大3,000千円
(※ 詳細については参考資料も参照されたい。)

(2) 既存の福祉的支援等との連携強化等について

そもそも、犯歴の有無を問わず、支援ニーズがあつて真に支援を求める人に対しては、地域において福祉的支援が受けられる環境を整備することが必要である。また、本事業は、限られた社会保障の資源を、長期間の身柄拘束で地域とのつながりを失った人に特に優先して活用し、広域調整によって必要な支援を地域で受けられるようにするものであつて、既存の福祉的支援との連携強化を進めることが重要であると考えている。

連携強化については、参考として平成27年12月24日に事務連絡「違法行為をした障害者・高齢者のうち福祉的支援を要し真に支援を望む人への支援について」を发出している。

なお、被疑者・被告人段階の人への支援については、コーディネート業務及びフォローアップ業務の実施に支障を来さない限りにおいて、相談支援業務として実施することは不可能ではないとしてきていたところである。

また、法務省とは継続的に連携のあり方等に係る協議を行つてきているところ、地域生活定着支援センターの業務の円滑化を図るため、これまでも、地域生活定着支

援センターに提供される情報の充実化や保護観察所による生活環境の調整の強化などを法務省側に要請し、実現されてきた。今後とも、都道府県や地域生活定着支援センターの御意見を踏まえ、法務省と必要な協議を行っていく。

(3) 人材養成研修の実施について

本事業の推進・充実には地域生活定着支援センター職員のスキル向上が求められるところ、業務経験年数が3年以下の職員が多く占める現状等を踏まえ、令和2年度から同センターの職員を対象に、初任者研修及び中級者研修を主とする地域生活定着支援人材養成研修を実施する予定である。

(4) 委託先の選定等に当たっての留意点

本事業については、委託を可能としているところであるが、再犯防止推進計画も踏まえ、今後も一層着実な実施を図るためには、委託した事業の支援の質、積み上げてきた信頼関係の継続性の確保や、支援に係る従事者の育成が重要である。

また、事業を委託した場合も、実施主体は各都道府県であり、いわゆる「丸投げ」とならないように主導的に事業の推進に関与する必要がある。具体的には、委託先の事業者が効果的に事業を運営していくためには、既存の福祉的支援等との連携強化など、各都道府県の適切なバックアップが不可欠である。各都道府県においては、「自立が困難な矯正施設退所者への福祉的支援に関する調査研究事業報告書」及び「好取組事例集」（平成29年度社会福祉推進事業により作成）も参考にされたい。

《ポイント》

- 地方公共団体の責務等について規定された再犯防止推進法が施行されたことも踏まえ、更なる事業の推進・充実のための必要な事業費の確保について、特段のご配慮をお願いしたい。
- 支援対象者の円滑な地域生活への移行が行われるよう努め、既存の福祉的支援等との一体的実施や他に利用可能な事業の活用等、地域の社会資源を生かした事業実施をお願いしたい。
- 地域の社会資源の本事業に対する理解・協力を促進するため、予算の加算を活用の上、地域の実情に応じた地域ネットワーク強化の取組を実施されたい。
- 令和2年度から始める人材養成研修について、対象となる職員の積極的な受講について配慮されたい。
- 委託先の選定に当たっては、価格のみの評価ではなく事業の内容を中心とした総合的な評価を行うなど、事業の質、継続性の確保等の観点について配慮されたい。また、その事業運営に積極的に関与されたい。

(参考1) 再犯防止推進法(抄)

第4条第2項 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第8条第1項 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

第2項 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

第24条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるよう努めなければならない。

(参考2) 再犯防止推進計画(抄)

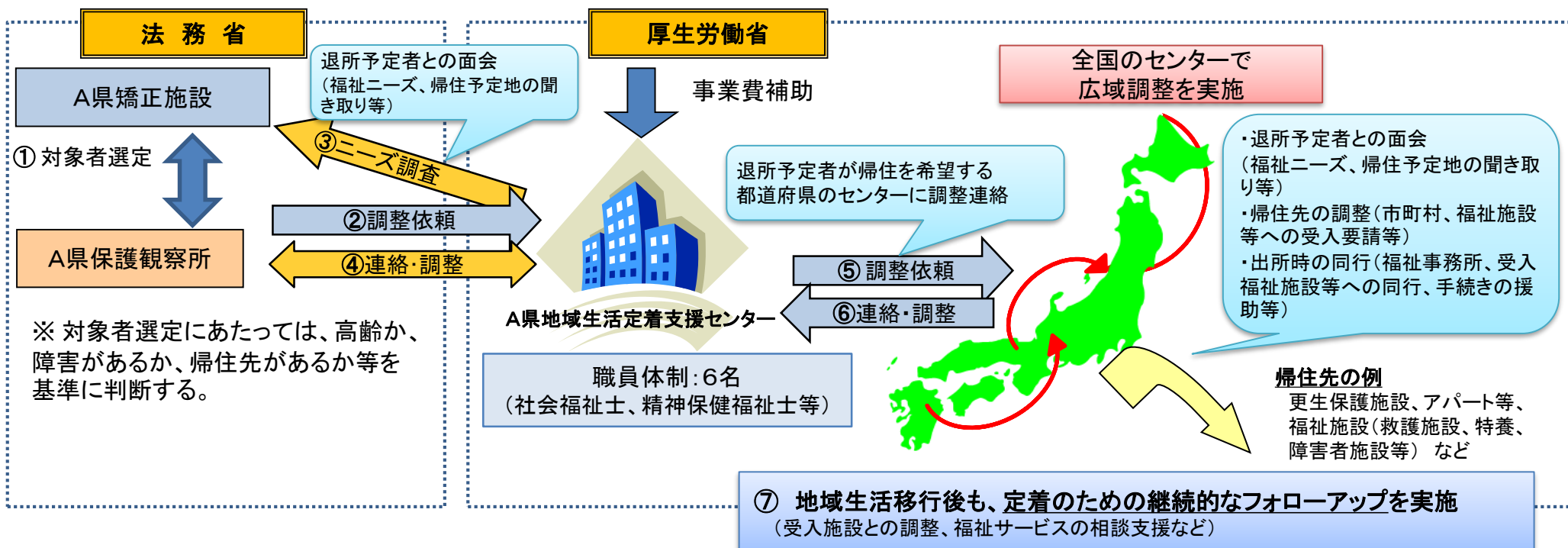
- 矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等の多機関連携の強化等
法務省及び厚生労働省は、矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等の多機関連携により、釈放後速やかに適切な福祉サービスに結び付ける特別調整の取組について、その運用状況等を踏まえ、一層着実な実施を図る。また、高齢者又は障害のある者等であって自立した生活を営む上での困難を有する者等に必要な保健医療・福祉サービスが提供されるようにするため、矯正施設、保護観察所及び地域の保健医療・福祉関係機関等との連携が重要であることを踏まえ、矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センターなどの関係機関との連携機能の充実強化を図る。【法務省、厚生労働省】

(参考3) 関連通知等

- 刑事施設、少年院及び保護観察所と地方公共団体、公共の衛生福祉に関する機関等との連携の確保について(平成21年4月1日付け法務省保観第206号、社援発第0401019号)
- 生活困窮者自立相談支援事業等の実施について(平成27年7月27日付け社援発0727第2号)別添地域生活定着促進事業実施要領
- 「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」について(平成21年5月27日付け社援総発第0527001号)(平成30年4月1日最終改正)
- 地域生活定着促進事業に係る質疑応答集(令和元年11月15日最終改正)

地域生活定着促進事業

- 平成21年度より、高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者に対して、**保護観察所と協働し退所後直ちに福祉サービス等につなげる「地域生活定着支援センター」**の整備を実施。
- 平成23年度末に**全国47都道府県への整備が完了し、平成24年度からは全国での広域調整が可能に。**
- 地域生活定着支援センターでは、①入所中から帰住地調整を行うコーディネート業務、②福祉施設等へ入所した後も継続的に支援するフォローアップ業務、③地域に暮らす矯正施設退所者に対して福祉サービスの利用等に関する相談支援業務を実施。
(平成30年度は延べ1,342人のコーディネートを実施し、うち677人が受入先に帰住)



地域生活定着促進事業の令和2年度における補助基準額(案)

1. 基本的な考え方

- 本事業の取組み状況については、各都道府県の取扱件数に大きな差異が見られることもあり、令和元年度と同様、矯正施設収容中から全国調整を行う基礎的な機能を担保し、かつ、業務件数に応じた必要な事業費を確保するため、基礎事業費と実績に応じた事業費からなる補助基準額を設定する。
- 円滑な調整及び支援を行うためには、よりケースに近い地域社会での支援対象者への理解を促進し、支援ネットワークを作り上げることが重要であることを踏まえ、地域ネットワーク強化のための取組を行う場合は、事業費に加算を設ける。

2. 補助基準額(案)

都道府県ごとに以下の合計額を補助基準額(定額補助)とする。

	補助基準額(案)
基礎事業費	13,500千円 ((17,000千円 + 1,000千円) × 3/4) (調査研究事業における試算から) (連携強化費)
コーディネート業務・フォローアップ業務の業務件数に応じた事業費	1件当たり80千円 (調査研究事業における試算から)
地域ネットワーク強化の業務に応じた加算	①地域福祉支援検討会の実施の場合(注1) 1,000千円 ②福祉事業者巡回開拓の実施の場合(注2) 1,000千円 ③地域福祉研修の実施の場合(注3) 1,000千円

- ※ 基礎事業費及び業務件数に応じた事業費については、平成29年度社会福祉推進事業における調査研究事業による試算を算出の根拠としている。
- ※ 基礎事業費については、3/4相当により積算する。
- ※ 業務件数については、「地域生活定着促進事業実績状況調べ」における平成28年度～平成30年度のコーディネート業務の実績とフォローアップ業務の実績の合計(フォローアップ業務の実績については1/2相当)により積算する。各年度の実績は、それぞれの業務の「支援継続中件数」の合計と「年度内支援終了件数」の合計を足したものとする。
なお、積算に当たっては、業務件数の合計が101件以上の場合は50件ごと、100件以下の場合は25件ごとに区分けし、各区分の最大値(例:101件～150件は150件相当、76件～100件は100件相当)を3で除したものにより積算する。
- 注1「地域福祉支援検討会の実施」とは、地域社会の支援対象者への理解を促進し、円滑な調整・支援及び地域生活への定着に資することを目的に行う地域の関係者を交えた事例を基にした支援検討会であって、地域で行う取組(都道府県域を対象に行うものを除く)をいう。
- 注2「福祉事業者巡回開拓の実施」とは、地域の福祉資源を広く的確に把握して支援協力者の確保を図るとともに本事業への理解を深めることで円滑な地域移行につなげるため、地域にある福祉関係の事業所等を巡回訪問する取組をいう。
- 注3「地域福祉研修の実施」とは、支援対象者を受け入れた福祉事業者及び今後の支援対象者の受入れが予想される福祉事業者等に対し、支援対象者への福祉支援のノウハウを広く共有することを目的に行う研修であって、地域で行う取組(都道府県域を対象に行うものを除く)をいう。

3. 留意事項

- 予算の配分に当たっては、地方再犯防止推進計画の策定等の状況や、都道府県の自主財源の状況も踏まえて検討する。
- この基準に依り難い場合には、個別協議による対応を検討。

地域生活定着支援センターの平成30年度の支援状況と職員配置状況

(単位:人)

(単位:人)

	コーディネ ネット	フォロー アップ	相談 支援	職員配置 H31.3.31 現在
北海道	70	125	22	12
青森県	11	21	5	4
岩手県	12	4	26	4
宮城県	24	29	0	6
秋田県	6	12	6	5
山形県	9	14	3	4
福島県	12	28	4	5
茨城県	19	44	1	3
栃木県	19	33	5	8
群馬県	37	70	88	4
埼玉県	46	165	47	13
千葉県	37	73	133	5
東京都	126	152	5	8
神奈川県	67	68	21	7
新潟県	18	22	42	5
富山県	2	8	7	4
石川県	26	14	10	5
福井県	19	33	12	4
山梨県	16	14	43	3
長野県	16	25	5	4
岐阜県	17	19	26	5
静岡県	34	50	13	4
愛知県	80	191	30	12
三重県	33	26	11	4
滋賀県	19	30	81	6
京都府	31	35	14	6
大阪府	60	103	71	6
兵庫県	39	38	67	6
奈良県	9	25	31	6
和歌山県	26	34	52	5
鳥取県	13	25	21	4
島根県	9	5	6	4
岡山県	18	40	105	4
広島県	25	42	26	6
山口県	15	11	13	5
徳島県	9	11	16	7
香川県	14	38	61	4
愛媛県	20	42	5	4
高知県	13	12	14	5
福岡県	83	125	11	8
佐賀県	22	58	38	6
長崎県	41	107	175	5
熊本県	20	54	21	7
大分県	18	48	29	5
宮崎県	30	15	22	6
鹿児島県	29	56	5	5
沖縄県	23	51	5	6
合計	1342	2245	1454	264

- 各都道府県の人口規模や支援を受ける人の希望、福祉サービスの資源量その他、矯正施設の性質・定員等に偏在があることなどのため、上記の数値を比較等して、各都道府県の取組姿勢その他を評価することはできない。
- 上記のコーディネートの数値は、支援を受けた人の実数であり、他のセンターに対応を依頼した件数は含まれていない。
- 上記の職員配置の数値は、常勤換算化されていない(非常勤や兼務の職員数も含まれている。)

第 2 自殺対策の推進について（自殺対策推進室）

1 自殺対策の状況等について

（1）自殺の概況

警察庁の自殺統計では、我が国の自殺者数は、2010年（平成22年）以降、10年連続で減少し、2019（令和元）年は速報値で1万9,959人となっている。

しかしながら、いまだに一日平均55人が「自殺」という形で亡くなっており、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）は15.8と先進諸国の中で最も高いという深刻な状況にあり、引き続き自殺対策の重点的な取組をお願いしたい。

（2）自殺対策の状況

ア 地域自殺対策計画の策定

2016（平成28）年3月の自殺対策基本法の改正により、各自治体に対して、地域の自殺実態、特性に応じた自殺対策大綱に基づく自殺対策計画の策定が義務付けられ、都道府県においては2017（平成29）年度中に、市町村においては遅くとも2019（平成31）年度までに策定又は見直ししていただくようお願いしているところである。しかしながら、未だ現時点において自殺対策計画の策定又は見直しを行っていない自治体もあることから管内自治体に対する策定状況の把握と策定に向けた支援をお願いする。なお、来年度の地域自殺対策交付金の交付の要件として地域自殺対策計画の策定を要件としているので御留意願いたい。

イ SNSを活用した相談事業の実施

2017（平成29）年10月に発覚した座間市の事件を受けて、厚生労働省では、SNS等を活用した相談対応を強化するため、SNSによる相談事業を2018（平成30）年3月の「自殺対策強化月間」から開始し、2019（平成31）年3月には、SNS相談の支援ノウハウを集約した「自殺対策におけるSNS相談事業（チャット・スマホアプリ等を活用した文字による相談事業）ガイドライン」を公表したところである。

SNS相談については、相談の「入口」として有効であるものの、現実的な支援に向けて地域の社会資源へ円滑につないでいく必要があります、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関などの地域の相談支援機関との連携についてお願いしたい。

2 今後の自殺対策について

(1) 自殺対策に関する調査研究等法人の指定

2019（令和元）年6月、議員立法による「自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律」が成立し、厚生労働大臣が指定調査研究等法人を指定することとされたところである。このため、現在、国立精神・神経医療研究センター内に組織されている自殺総合対策推進センター（JSSC）は廃止される予定であり、指定法人が今後の我が国の自殺対策の中核として機能することとなるので、ご承知置き願いたい。なお、指定法人による運営は令和2年4月からの予定である。

(2) 地域レベルでの自殺対策の取組

自殺対策への取組は、地域自殺対策計画に基づき、その実効があがるよう、PDCAサイクルを徹底し事業を展開していくことが重要であり、地域自殺対策計画の確認シートを積極的に活用いただきたい。また、都道府県等に設置されている地域自殺対策推進センターにおいては、管内市区町村の自殺対策推進に関するエリアマネージャーとして、管内市区町村の地域自殺対策計画の策定・進捗管理・検証などの支援等、積極的な取組を願いたい。

また、2020（令和2）年度は、2019（平成31）年度から継続の居場所を含めた地域の適切な社会資源につなぐための体制構築のモデル事業に加え、自殺リスクの高い者（自殺未遂者、自殺念慮者）に対して、自殺につながる可能性のある様々な要因を排除するために、地域のネットワークによる包括的な支援体制の構築を目的としたモデル事業を実施する予定である。管内市町村において、これらのモデル事業の実施について積極的にご検討いただけるよう、ご配慮をお願いする。

（3）SNSを活用した相談の効果的な実施体制の検討等

SNSを活用した相談を今後の相談インフラの重要な柱の一つとして発展させるためには、悩みを気軽に話せる居場所の整備、地域の適切な社会資源につなぐための仕組み等について検討する予定である。また、SNS相談については、国の委託により全国レベルで相談事業を展開しているが、都道府県においても地域自殺対策強化交付金を活用し、SNS相談を実施する自治体が増加傾向にあり、縦割りの状況にある。今後、SNS相談については、予算の効率的活用と事業取組への促進の観点から、国と自治体の連携体制を検討し、2021（令和3）年度以降交付金の事業メニューの見直しを行う予定であるので、ご承知おき願いたい。

（4）自殺対策強化月間の取組

本年3月1日から自殺対策強化月間が始まった。新年度を控え、進学、就職、人事異動などにより生活環境が大きく変わるこの時期は、自殺リスクが高まることが懸念される。厚生労働省では支援が必要な人たちが必要な支援につながるよう、ポスターの掲示やインターネット広告による普及啓発を実施するほか、SNS相談の実情について動画を公開する予定である。については、各自治体におかれても自殺対策強化月間はもとより、自殺対策に関する普及啓発や相談窓口の周知など広く取組をお願いしたい。

(5) 地域共生社会と自殺対策

地域共生社会の理念は、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会のつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包括的なコミュニティ、地域と社会を創るという考え方によるものである。

生きづらさやリスクが多様化・複雑化し、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生活を継続していくことを支援するためには、包括的な支援体制が求められる。

包括的な支援体制の構築には、多様な主体との連携が必要であり、多職種・多機関が連携し、ネットワークを構築して支援していくことが求められる。

自殺対策についても、地域共生社会の枠組みのなかで当然進めていくべき施策であり、今後、地域共生社会への取組が推進されていくなかで、地域における関係者間との連携体制の構築について積極的に取り組んでいただきたい。

なお、昨年12月にとりまとめられた「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」の報告書においても、地域共生の取組と自殺対策との連携が必要であることや、自殺対策等の既存の会議体や共通ツールの活用、合同開催の研修による支援ノウハウの共有等を通じて、関係者の間での顔の見える関係性を構築していくことが必要とされたところであり、これを踏まえて連携体制の構築について取り組んでいただきたい。

自殺対策の推進

(1) 現状・課題

- 自殺者数は、10年連続で減少しているものの、依然として年間19,959人(令和元年速報値)という深刻な状況。
- 改正自殺対策基本法(平成28年3月)により、都道府県及び市町村に対し自殺対策計画の策定が義務化。平成30年度中の策定又は見直しが困難な都道府県・市町村においては、遅くとも令和元年度までに策定又は見直しが必要。
- 「座間市における事件の再発防止策について(平成29年12月19日)」に基づき、平成30年3月からSNS相談事業を実施(2019年度は8団体で実施(うち4団体は共同して実施))。インターネットやSNS上の取組だけにとどまらず、悩みを気軽に話することができる若者の居場所づくり支援が課題。
- 令和元年6月、議員立法による「自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律」が成立(施行は令和元年9月12日)。本年度中に厚生労働大臣が自殺対策の調査研究等法人を指定。

(2) 令和2年度の取組

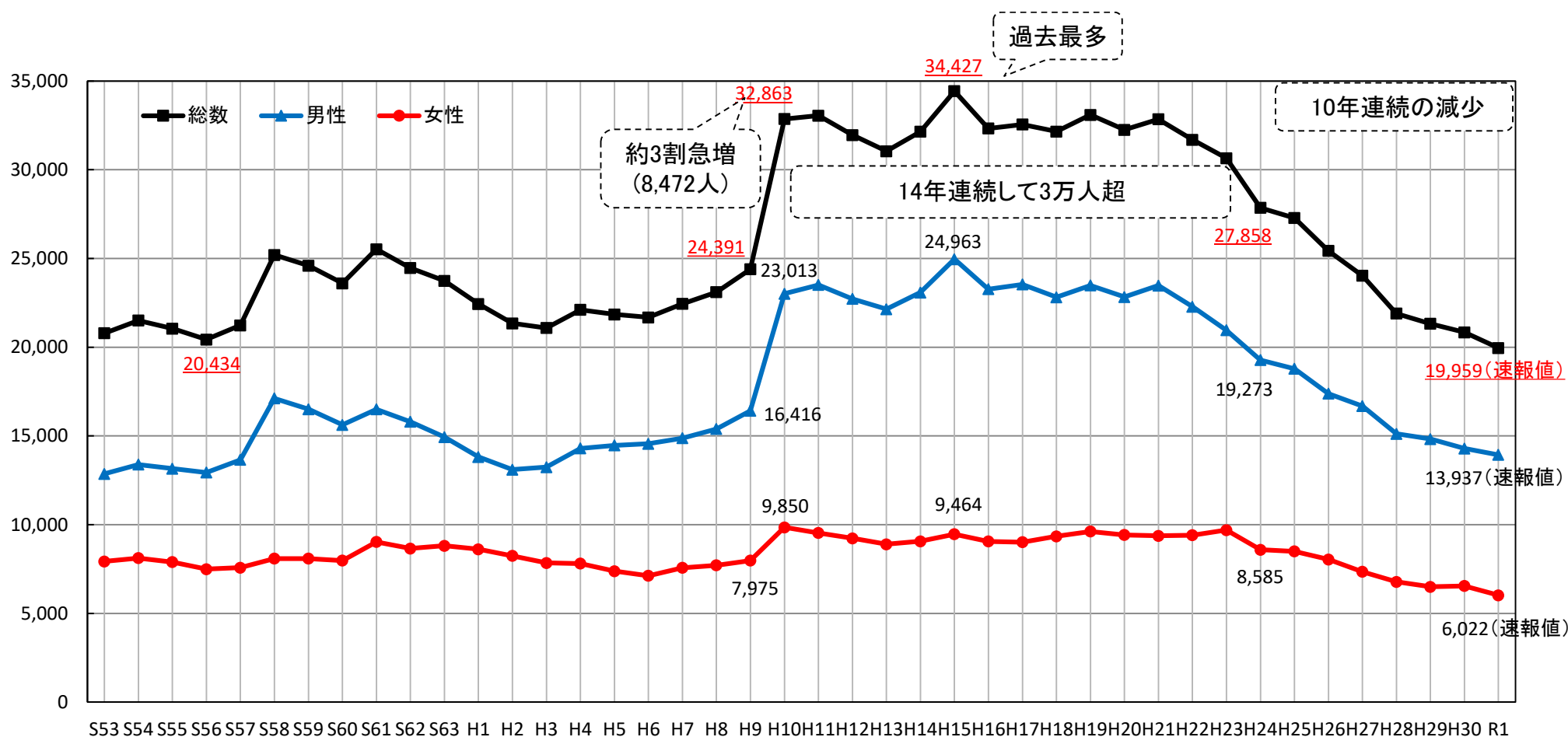
- 現在の自殺総合対策推進センター(JSSC)に代わり、令和2年度からは厚生労働大臣が指定する調査研究等法人が自殺対策の中核として機能し、自殺に関する調査研究や地域の自殺対策への取組支援等を実施。
- 各自治体における地域自殺対策計画に基づく自殺対策への取り組みを交付金により引き続き支援。
- 自殺リスクの高い者(自殺未遂者、自殺念慮者)に対して、自殺につながる可能性のある様々な要因を排除するための、地域のネットワークによる包括的な支援を地域自殺対策強化交付金のモデル事業として実施。
- 加えて、居場所を含めた地域の適切な社会資源につなぐための体制の構築を引き続きモデル事業として実施。

(3) 依頼・連絡事項

- 令和2年度は、居場所を含めた地域の適切な社会資源につなぐための体制構築のほか、自殺リスクの高い者(自殺未遂者、自殺念慮者)に対する支援対策のモデル事業を新たに実施する予定なので、積極的な活用をお願いしたい。
- 地域自殺対策強化交付金の交付に当たり、自殺対策大綱に基づく自殺対策計画の策定が要件となるので留意願いたい。また、交付金の事業内容について、予算の適正執行等の観点から、交付金の交付の趣旨に則った事業内容の精査に遺漏のないようお願いする。
- 自殺対策費補助金については、地方公共団体の円滑な事業の実施が可能となるよう、令和2年度から可能な限り早期に交付決定を行う。

我が国の自殺の現状 (令和元年速報値)

○ 令和元年(2019年)の自殺者数は19,959人(速報値)であり、前年(確定値)よりも881人(約4.2%)少なく、10年連続の減少。



注: 令和元年の自殺者数は速報値であり、確定値で増える可能性がある(平成30年速報値20,598人→確定値20,840人(242人増))。

自殺対策基本法の一部を改正する法律(概要)

目的規定の改正(第1条)

目的規定に「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていること」を追加

基本理念の追加(第2条第1項・第5項)

- 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない
- 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない

国の責務の改正(第3条第3項)

○ 国による地方公共団体に対する必要な助言その他の援助

自殺予防週間・自殺対策強化月間(第7条)

- 自殺予防週間(9月10日～9月16日)を設け、啓発活動を広く展開
- 自殺対策強化月間(3月)を設け、自殺対策を集中的に展開

関係者の連携協力(第8条)

○ 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、民間の団体その他の関係者による相互の連携・協力

都道府県自殺対策計画等(第13条)

- 都道府県・市町村は、それぞれ都道府県自殺対策計画・市町村自殺対策計画を定める

都道府県・市町村に対する交付金の交付(第14条)

○ 国は、都道府県自殺対策計画・市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県・市町村に対し、交付金を交付

基本的施策の拡充

〔調査研究等の推進・体制の整備〕(第15条)

- ① 自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究・検証及びその成果の活用等の推進・先進的な取組に関する情報の収集、整理及び提供
- ② 国・地方公共団体による①の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備

〔人材の確保等〕(第16条)

自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるに当たって、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図る旨の規定を追加

〔心の健康の保持に係る教育・啓発の推進等〕(第17条)

- ① 国民の心の健康の保持に係る施策として「心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保」を規定
- ② 学校は、保護者・地域住民等との連携を図りつつ、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵(かん)養等に資する教育・啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育・啓発その他児童・生徒等の心の健康の保持に係る教育・啓発を行うよう努める

〔医療提供体制の整備〕(第18条)

自殺のおそれがある者への医療提供に関する施策として、良質かつ適切な精神医療提供体制の整備、精神科医とその地域における心理、保健福祉等に関する専門家、民間団体等との円滑な連携の確保を規定

必要な組織の整備(第25条)

- 政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織を整備

施行期日(附則)

- 平成28年4月1日から施行

自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律(令和元年法律第32号)(議員立法)(令和元年6月6日成立、6月12日公布)

目的

- 自殺対策基本法の趣旨にのっとり、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関し、基本方針を定めるとともに、そのための体制整備について指定調査研究等法人の指定その他必要な事項を定めることにより、自殺対策の一層の充実を図ることを目的とする。

内容

(1) 指定調査研究等法人の指定(第4条～第16条)

- 厚生労働大臣は、一般社団法人又は一般財団法人であって、調査研究等業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により全国を通じて一個に限り、指定調査研究等法人として指定することができる。

※業務内容

- ① 調査研究及び検証、その成果の提供、その成果の活用の促進
- ② 調査研究及び検証に対する助成
- ③ 先進的な取組等の情報の収集、整理及び提供
- ④ 地方公共団体に対する助言その他の援助
- ⑤ 地方公共団体の職員等に対する研修 等

- 国は、予算の範囲内で、指定調査研究等法人に対し、交付金を交付することができる。
- 指定調査研究等法人の役員等守秘義務、指定調査研究等法人に対する国の監督等を規定。

(2) その他

- 調査研究及びその成果の活用等の基本方針(第2条)
地域の実情を反映した実践的・効果的な自殺対策につながるものとなるようにすること、調査研究の水準の向上や国際連携の確保・国際協力の推進に努めること等の基本方針に基づき行う。
- 調査研究及びその成果の活用等を行うための体制の整備(第3条)
国及び地方公共団体は、指定調査研究等法人その他の関係者との連携協力体制の整備等の措置を講ずる。

施行期日

- 公布の日から起算して3月を経過した日(令和元年9月12日)

自殺総合対策の推進

令和2年度予算案 33億円(令和元年度31億円)

＜自殺総合対策大綱に掲げた数値目標＞
自殺死亡率を平成38年までに
平成27年比で30%以上減少

【内訳】

地域自殺対策強化交付金	26億円	(26億円)
指定調査研究等法人事業費	4.4億円	(1.8億円)
地域自殺対策推進センター運営事業費	1.3億円	(2.1億円)
その他(本省費)	1億円	(1.2億円)

1. 地域自殺対策強化交付金

- 自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、地域の実情に応じた実践的な自殺対策の取組を支援する。
- 自殺リスクの高い者(自殺未遂者、自殺念慮者)に対して、自殺につながる可能性のある様々な要因を排除するために、地域のネットワークによる包括的な支援体制を構築する。



[◆実施主体:地方公共団体(モデル事業) ◆交付率:10/10]

- 若者のコミュニケーションツールとして有効なSNSによる相談事業を実施。

[◆公募により実施 ◆交付率10/10]

2. 新法にかかる予算要求

○指定調査研究等法人機能の確保

我が国の自殺対策の中核として機能する指定調査研究等法人が行う調査研究や地域の自殺対策への取組支援等のために必要な支援を行い、更なる自殺対策を推進する。

(1)地域連携の強化

- ・地域の自殺対策への取組支援(ブロック担当制、巡回支援)

(2)政策形成への貢献、支援技術の開発、向上

- ・国の政策や地域の実践の活用にあ資する調査研究

(3)国際連携の推進

- ・自殺対策の先進国として国際連携等の推進

(4)管理機能の強化

- ・自殺対策の中核としての機能の確保等

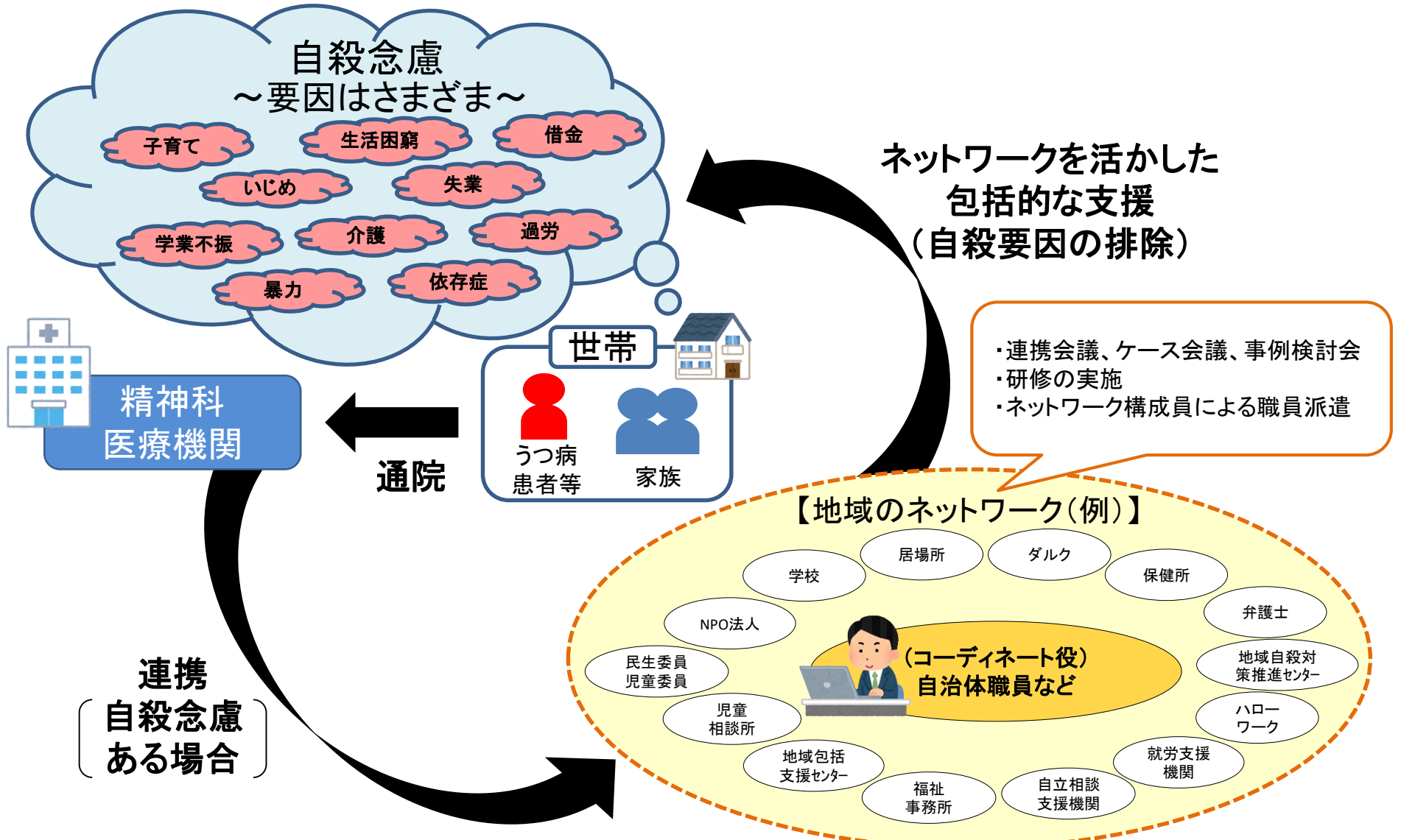


精神科医療機関と支援機関等との連携体制の構築(市町村モデル事業)

～自殺念慮を抱えた精神疾患患者とその家族に対する自殺要因の排除に向けた包括的支援～

【事業概要】自殺者の多くは、うつ病等の精神疾患の診断を受けていることが多いため、普段から受診している精神科医療機関と地域の支援機関等によるネットワークとの連携により、早期の段階から支援を行っていくための体制を構築する。

令和2年度要求額:22,660千円
実施主体:市町村 実施数:5自治体

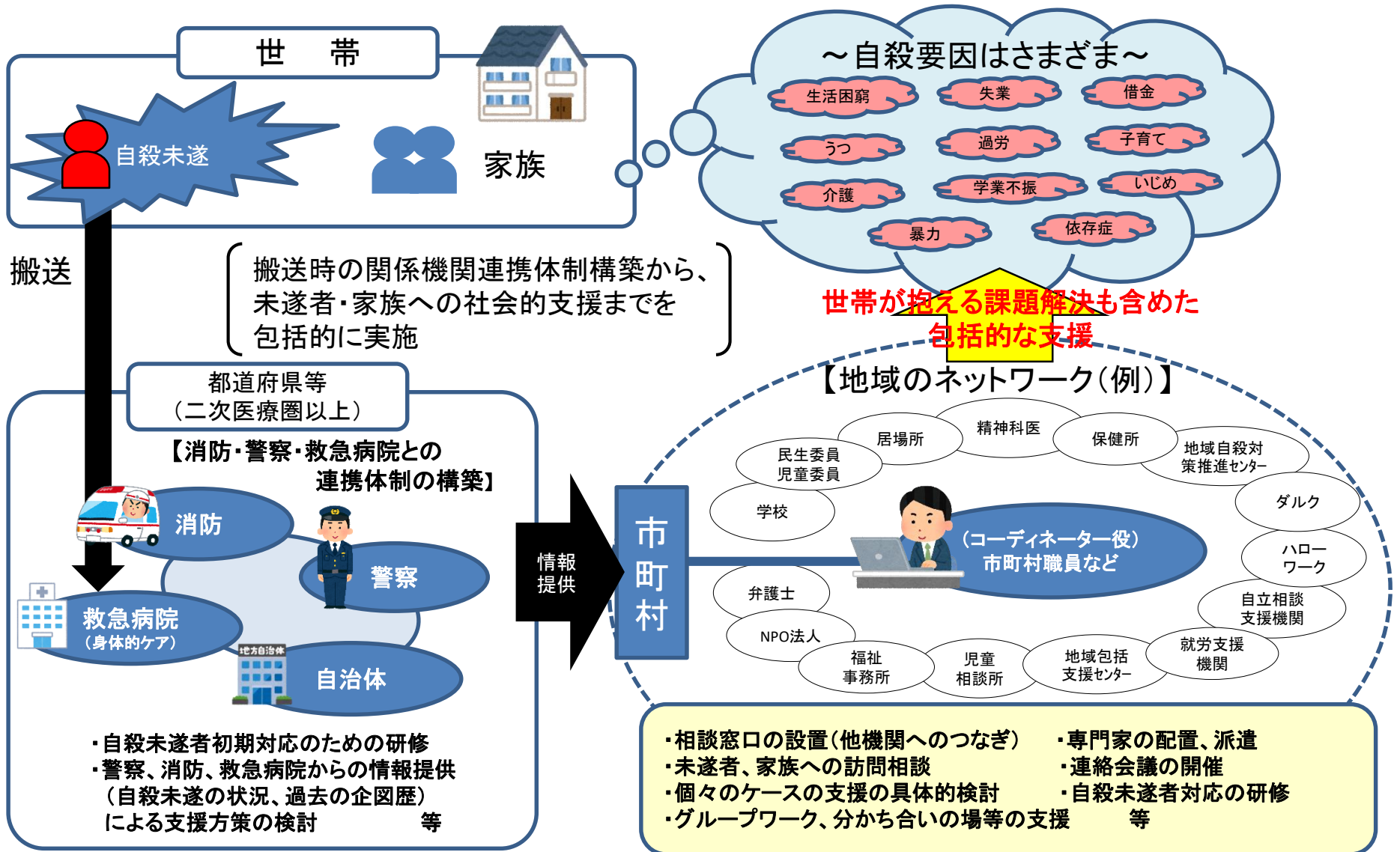


自殺未遂者等に対する地域における包括的支援(都道府県・市町村モデル事業)

～未遂者とその家族に対する緊急搬送時から自殺要因の排除に向けた切れ目無い包括的な支援～

【事業概要】自殺未遂歴のある自殺者が多く、特に20～30歳代女性の自殺者のうち、自殺未遂歴があるのは40%以上にのぼる。自殺未遂によって救急搬送された際の関係機関における連携体制の構築から、世帯が抱える課題解決も含めた社会的支援までを包括的に実施する。

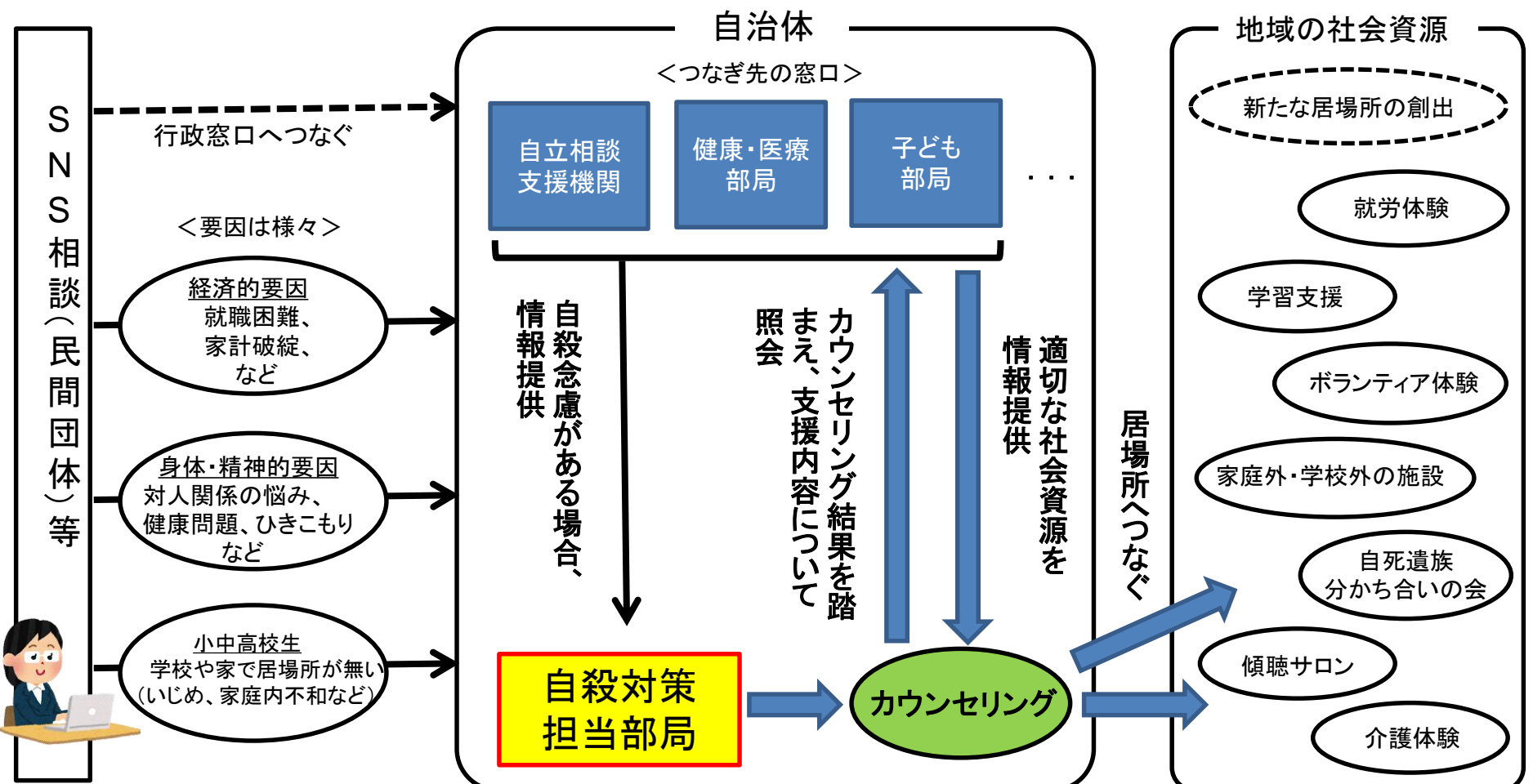
令和2年度要求額: 22,660千円
実施主体: 都道府県、市町村
実施数: 5自治体



居場所づくり・地域の社会資源につなぐための体制構築モデル事業

令和2年度予算案: 26億円の内数
事業開始年度: 令和元年度

概要	SNS相談から具体的支援につなげる場合を含め、若者が悩みを気軽に話することができる居場所づくりを推進するとともに、自治体の自殺対策担当者が生活困窮者自立支援制度などの各分野の窓口へ支援を行い、居場所を含めた地域の適切な社会資源へ確実につなげるための体制を構築するため、自治体によるモデル事業を行う。 ※事業成果を検証し、今後の改善につなげる。				
対象	SNS相談等を利用した相談者(主に若年層)	実施主体	市町村	交付率	10/10



自殺対策強化月間(令和2年3月1日～31日)の取組

【普及啓発ポスター・インターネット広告・動画配信】

○YouTube動画広告



○Facebook広告



○Twitter広告



○Google・Yahoo!広告



地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会 最終とりまとめ (抜粋)

Ⅲ 市町村における包括的な支援体制の整備の在り方

2 断らない相談支援

(3) 多様な主体との連携

- さらに、**自殺対策**、成年後見制度等の権利擁護、再犯防止・更生支援、居住支援などの施策分野においては、**多職種・多機関が連携し、ネットワークを構築して、支援を推進することとされている**。このことから、新たな事業を実施する市町村は、**新たな縦割りが生じないように、こうした施策と連携して取組を進める必要がある**。その際、**会議体や共通ツールの活用、合同開催の研修による支援ノウハウの共有等を通じて、関係者の中での顔の見える関係性を構築していくことが必要である**。

Ⅳ 市町村における包括的な支援体制の整備促進のための基盤

2 地域福祉計画等

- **地域福祉計画等の策定に当たっては、自殺対策基本法(平成18年法律第85号)において、全ての都道府県及び市町村が地域自殺対策計画を定めるものとされていることから、記載事項等について調整を図るとともに、成年後見制度等の権利擁護、再犯防止・更生支援に関する計画とも調整を図ることが求められる**。

3 会議体

- **既存の属性別の制度等による会議体(※)があることに十分に留意して、これらを有効活用し、市町村の職員も参画した上で、包括的な支援の提供に向け個別事例の検討等を行うことが望ましい**。これにより、包括的な支援の提供が推進されるとともに、個別事例の検討が積み重なることで地域の課題が明らかになり、その解決に向け、例えば、参加支援の充実の検討を進めるなど、市町村の取組が充実することも期待される。

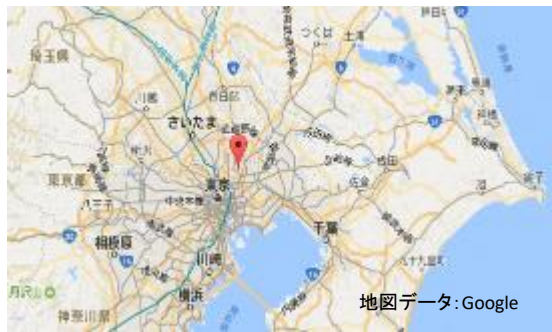
(※) 既存の属性別制度等の会議体

- ・ 地域ケア会議(介護)
- ・ (自立支援)協議会(障害)
- ・ 自殺対策に関する連絡協議会(自殺対策)
- ・ 支援会議、支援調整会議(生活困窮)
- ・ 要保護児童対策地域協議会(子ども)

足立区における自殺対策と生活困窮者自立支援の連携

<足立区の概要>

- ・人口 685,447人(平成30年1月1日現在)
- ・生活保護受給率 3.63%
- ・面積53,25km²



地図データ: Google

<概要>

生活困窮者自立支援制度

- 自立相談支援機関：直営+委託(NPO法人)
- 任意事業：家計相談支援事業、就労準備支援事業、学習支援事業、一時生活支援事業(都区共同事業として東京都が実施)を実施

連携体制の構築

- ・庁外の関係者を含めた「こころといのちの相談支援ネットワーク」を設置。
- ・様々な相談窓口に来た相談者を総合的に支援するため、庁内の関係部署の連携体制も整備。各相談窓口が「つなぎ」の対応に迷った際には、「こころといのち支援係」が相談に乗り、調整を図っている。
- ・また、支援調整会議においても、自殺対策の担当が参加している。



連携に向けた取組①

「相談者への対応が一目でわかるフローチャート」活用による早期支援

- 相談機関に来た相談者のうち、自殺対策担当部署等につなぐ判断を補助するための「チェックポイント」や「フローチャート」を作成。
- 「チェックポイント」は、相談者自身の訴えからは表面化しづらい課題についても、本人の様子や振る舞いなどから察知するためのツールとして、ゲートキーパー手帳に盛り込み、ゲートキーパー研修会を通じて共有している。
- アセスメントの抜け漏れを防ぎ、早期に支援が可能になる。

連携に向けた取組②

総合相談会によるアウトリーチ活動

- 自立相談支援機関とともに、自殺対策担当部署等や保健師、ひきこもり支援担当、弁護士等と一緒にワンストップ型の出張相談会を(年5回×6日間)実施。



●出張総合相談会の実施
(常設の窓口以外の場所での相談を実施)
▽ハローワーク・弁護士・保健師・福祉事務所職員・生活サポート相談員・PS(寄り添い支援)相談員(NPO)・ひきこもり相談員(NPO)などによる出張総合相談会を年5回(1回6日間(月曜日から土曜日))実施
※6・9・11・1・3月実施

連携に向けた取組③

つなぐシートの活用

- 複数の機関で連携して支援するため、段階に応じた途切れない確実な「つなぎ」を目指している。
- ① 次の窓口を紹介する。
- ② 紹介状「つなぐシート」でつなぐ
- ③ 精神保健福祉士等の資格を持つパーソナル・サポーターでつなぐ。



※「つなぐシート」は、次の窓口につなぐ際に情報が共有できるほか、経過を関係者にフィードバックする仕組みを設けることで、多機関の連携が有効であることを実感することにもつながっている。

連携に向けた取組④

「生きていいんだ」と思える居場所の創出

- 「課題解決志向の個別支援」と連動して行っている「存在肯定志向の居場所創出活動」。課題が解決しても居場所には継続参加可。
- 相談者が、グループでの人とのつながりを通して、他者承認と自己確認を図る(人間関係のリハビリを行う)ことがねらい。
- 支援者にとっては、相談者とフラットな関係を築く場に。また、組織等の枠を超えて、支援者同士が相談者を支える機会にも。

江戸川区における自殺対策と生活困窮者自立支援の連携

<江戸川区の概要>

- ・人口 697,801人(平成31年4月1日現在)
- ・生活保護受給率2.915%
- ・面積49,09km²

連携に向けた取組①

シート等のツールの活用

- 生活保護受給者や生活困窮者自立支援制度の利用者を関係機関が連携して支援していくため、複数の関係機関の支援状況や、相談者のやり取りの情報を共有。
- 複数の関係機関間での連携を円滑に行うことができる。

連携に向けた取組②

総合相談会によるアウトリーチ活動

- 自殺の社会的要因である失業、多重債務をはじめ、個人が抱える生活上の様々な問題に対して、各分野の専門家が相談に応じるワンストップサービス
- 月1回、健康サポートセンターで開催
- 自立相談支援機関とともに、弁護士、ハローワーク職員、消費生活相談員、保健師などが相談に応じている。

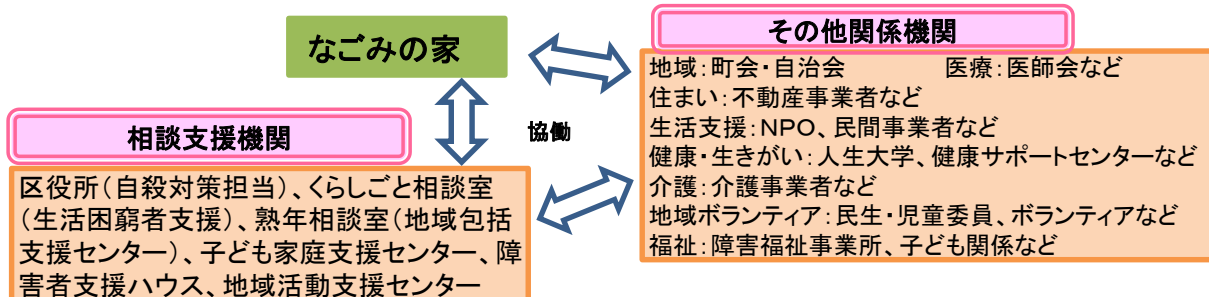
<概要>

生活困窮者自立支援制度

- 自立相談支援機関：委託(くらしごと相談室)
- 任意事業：家計改善、就労準備支援、次世代育成等

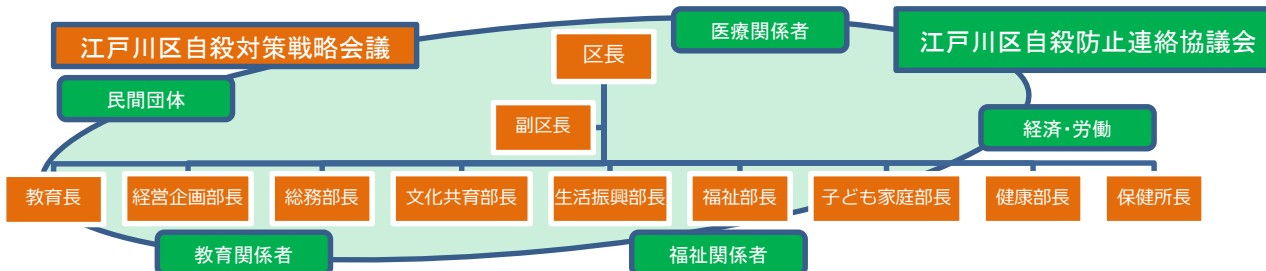
「なごみの家」を核とした包括的な支援体制

- 高齢者だけでなく、全世代を対象として、包括的な支援を行うことができるよう、①相談機能、②居場所機能、③ネットワークづくりの機能を有する「なごみの家」を区内9か所に設置している。(最終的に15か所の整備を計画)
- 住民の悩みや課題を速やかに察知・把握できる機能として、住民の暮らしの中に「なごみの家」を設けるとともに、「なごみの家」を入口として、区内の様々な専門相談等に必要に応じたつなぎを行う。
- 自殺防止連絡協議会や、くらしごと相談室(生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関)をはじめとした区の相談支援機関と協働している。



自殺対策の連携体制の構築

- 「自殺対策戦略会議」(年1回開催)
 - ・区長が長を務め、自殺対策に関連の深い関係部局の長で構成
- 「自殺防止連絡協議会」(年2回開催)
 - ・関係機関及び民間団体等の相互の密接な連携確保、区における自殺対策を総合的かつ効率的に推進



野洲市における自殺対策と生活困窮者自立支援の連携

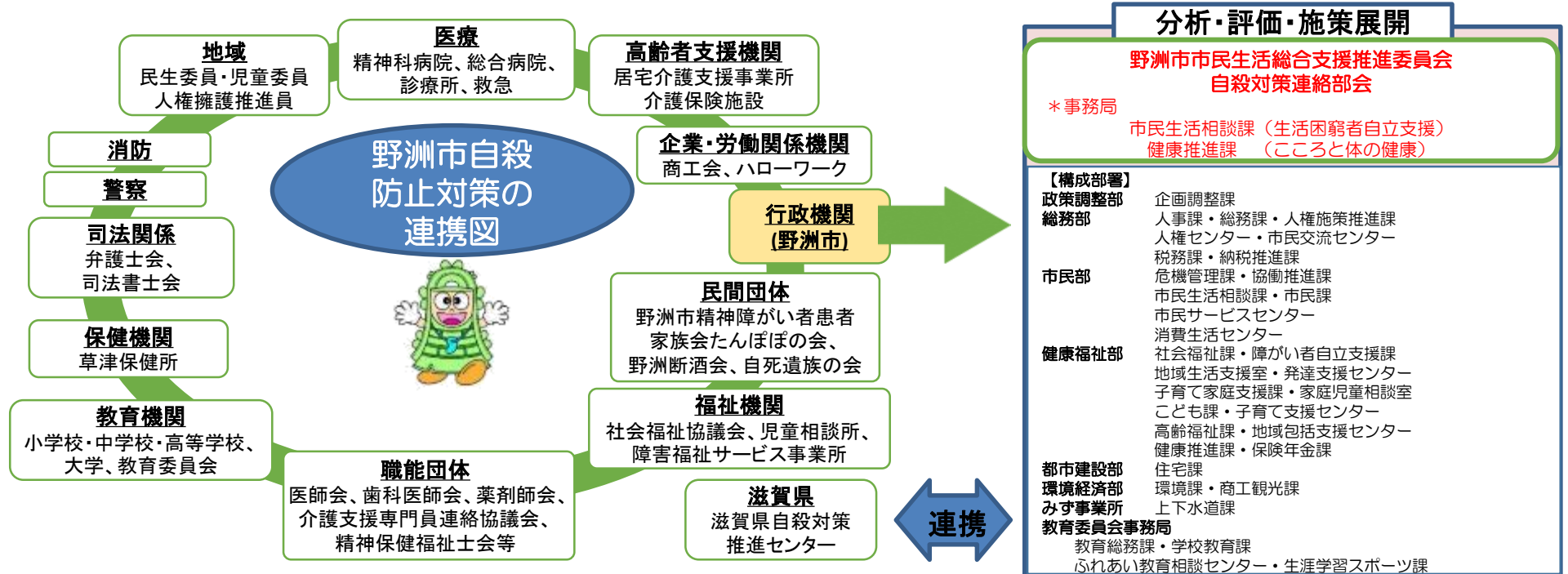
<野洲市の概要>

- ・人口 51,357人(令和元年9月1日現在)
- ・生活保護受給率 0.41%
- ・面積80,15km²



<概要>

- 野洲市においては、生活困窮者自立支援は市民生活相談課が担当。市民生活相談課では、多重債務相談や専門相談(法律相談、税務相談等)、消費者相談を担当するほか、問い合わせ先がわからない等の苦情や問い合わせを受け付けて所管課につなぐなど、市民生活にかかわる総合的な相談窓口を担う。
- 関係機関間の連携体制を構築するほか、自殺対策に関する課題や現状を分析・評価し施策展開するために設置した「野洲市市民生活総合支援推進委員会自殺対策連絡部会」の事務局を市民生活相談課と健康推進課が担当。
- 「いのち支える野洲市自殺対策計画」において、現状の分析を踏まえ、重点施策の柱として高齢者、若年層への支援強化、心の健康づくりとともに「生活困窮者への支援の拡充」を位置づけ。



連 絡 事 項

第1 共同募金運動について

赤い羽根共同募金（以下「共同募金」という。）は、昭和22年に「国民たすけあい運動」として始まった募金運動であり、地域住民の善意と助け合いの精神によって支えられ、地域福祉の増進に大きく寄与してきたところである。

共同募金の募金額は、平成7年度をピークに減少傾向が始まり、平成10年度以降は対前年を下回る状況が続いているが、現在、少子高齢化が進展し、人口減少、家族や地域、雇用環境の変容などにより、地域社会からの孤立や、多様で複合的な課題が生じており、今後とも、国民の福祉ニーズは増大していく方向にある。

このような中、共同募金は、地域で募金が行われ、地域の社会福祉事業者やボランティア団体等が行う、社会福祉を目的とする事業活動に幅広く還元されるという特性から、地域の実情に応じた多様な取組を育成・支援することにより、各種社会保障・社会福祉制度に加えた重層的なセーフティネットの構築に資するものである。

また、昨年の台風15号や台風19号を始め、一昨年の平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震など、近年、大規模な災害が相次いでいるが、このような災害発生時には、都道府県域を超えて全国の共同募金会が拠出しあい、被災地でのボランティア活動の支援も行われている。

各自治体におかれては、誰もが地域社会に参画し、お互いがお互いを支え合う「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めていく上で、共同募金の活性化が地域福祉の向上や地域の問題解決の有用なツールとなり得るものであることを今一度再認識いただき、共同募金の地域住民への普及・啓発、共同募金会と関係機関とのネットワークづくりへの支援など、その活性化に向け、必要な協力・支援をお願いしたい。

第2 社会福祉事業従事功労者等に対する厚生労働大臣表彰等について

社会福祉事業功労者等に対する厚生労働大臣表彰については、社会福祉事業等に尽力し、その功績が特に顕著と認められる者に対し実施しているところであり、例年、都道府県、指定都市、中核市においては、候補者の推薦、被表彰者への連絡等を行っていただいているところである。

令和2年度の大員表彰実施に際しては、後日、実施要領を送付するとともに、候補者の推薦依頼等を行うこととしており、推薦調書については、7月を提出期限とする予定であるので、候補者の功績内容の精査等をお願いします。

なお、大臣表彰等については、近年、推薦後の取下げ等が散見されることから、推薦要件等を十分踏まえた上で、確実な推薦をお願いします。

(参考)

全国社会福祉大会日程（予定）

開催日 2020年11月13日（金）

場 所 メルパルクホール（東京都港区芝公園）

第3 簡素な給付措置（臨時福祉給付金）について（各市町村HPにおける厚生労働省特設サイトのリンク及びコールセンター番号の削除依頼）

平成26年度から29年度にかけて実施した「簡素な給付措置」（臨時福祉給付金）については、各自治体の多大なる御理解と御協力の下、円滑に事業を終了することができたころである。

他方、厚生労働省が本事業の広報ツールとして開設していた特設サイトについては、平成29年度末で終了し、30年度以降、当該URL（<https://www.2kyufu.jp/>）はWEBサイト移動用のレンタルサーバーを経由して厚労省HP内の給付金ページへ移動させ、事業終了の案内をしてきている。

本事業終了後2年が経過し、当該レンタルサーバーの契約が今年度末で終了するため、本年4月以降は厚労省HPへの移動は行われないうこととなるので、承知おき願いたい。

なお、当該URLは当分の間、厚生労働省が保有する予定であるが、国や自治体が使用していたURLを放出後に第三者が取得し、リンクが適切に削除されていなかったために不審サイトへ誘導された事案が発生していること等を踏まえ、管内市町村HPに残っている当該URLへのリンクは速やかに削除いただくよう周知願いたい。

また、特設コールセンターで使用していたナビダイヤル番号（0570-037-192）についても、現在は音声ガイダンスで事業終了の旨を案内しているが、当該ガイダンスも今年度末に契約終了となることから、管内市町村のHPに当該電話番号の記載が残っている場合には併せて削除いただくよう周知願いたい。

これらのリンク削除等の依頼は、これまでも事務連絡にて連絡しているところであるが、現在も各市町村のHPに上記リンク等が散見されることから、国民の皆様が不測の不利益を被ることのないよう、改めて管内市町村に対する周知徹底をお願いする。

参 考 资 料

令和2年度 社会・援護局関係主要行事予定<社会関係>

月	行 事	開催場所	開催日等	所 管
4月	・生活保護法施行事務監査に係る生活保護指導職員会議	東京都	20日の週	自立推進・指導監査室
5月	・新任査察指導員研修会	東京都	5月中旬	自立推進・指導監査室
	・消費生活協同組合行政担当者全国会議	東京都	5月下旬	消費生活協同組合業務室
	・消費生活協同組合会計研修会	東京都	5月下旬	消費生活協同組合業務室
6月				
7月				
8月				
9月	・自殺予防週間	全国	9月10日～16日	自殺対策推進室
	・生活保護担当ケースワーカー全国研修会	東京都	9月中旬	保護課
10月	・共同募金運動	全国	10月～3月	総務課
	・全国民生委員児童委員大会	群馬県	22日(木)～23日(金)	地域福祉課
11月	・生活困窮者自立支援全国研究交流大会	京都府	14日(土)～15日(日)	生活困窮者自立支援室
	・福祉人材確保重点実施期間	全国	4日(水)～17日(火)	福祉人材確保対策室
	・介護の日	全国	11日(水)	福祉人材確保対策室
	・全国社会福祉大会	東京都 (メルパルク東京)	13日(金)	総務課
	・生活保護就労支援員全国研修会	東京都		保護事業室
12月				
1月	・全国厚生労働関係部局長会議	厚生労働省	1月中旬	厚生労働省
	・介護福祉士国家試験(筆記試験)	全国各会場	1月下旬	福祉人材確保対策室
2月	・社会福祉士国家試験(筆記試験)	全国各会場	2月上旬	福祉人材確保対策室
3月	・社会・援護局関係主管課長会議	厚生労働省	3月上旬	総務課
	・生活保護関係全国係長会議	厚生労働省	3月上旬	保護課
	・介護福祉士国家試験(実技試験)	全国各会場	3月上旬	福祉人材確保対策室
	・自殺対策強化月間	全国	3月1日～31日	自殺対策推進室
調整中	・全国生活保護査察指導に関する研究協議会	未定		自立推進・指導監査室

令和2年度予算(案)の概要

社会・援護局(社会)

令和2年度 予算(案)額	2兆9,770億円
令和元年度 当初予算額	3兆 11億円
差引	▲241億円 (対前年度比率▲0.8%)

※ 復興特別会計分を含む。

《主要事項》

I 地域共生社会の実現に向けた地域づくり	2
○ 断らない相談支援を中核とする包括的支援体制の整備促進	
○ 生活困窮者自立支援・ひきこもり支援の推進	
○ 自殺総合対策の更なる推進	
○ 成年後見制度の利用促進	
II 生活保護制度の適正な実施	6
○ 生活保護に係る国庫負担	
○ 生活保護の適正実施の推進	
III 福祉・介護人材確保対策等の推進	8
○ 福祉・介護人材確保対策の推進	
○ 外国人介護人材の受入環境の整備	
○ 小規模社会福祉法人等のネットワーク化の推進	
IV 災害時における福祉支援	11
○ 東日本大震災等の被災者に対する見守り・相談支援等の推進	
○ 被災地（福島県）における福祉・介護人材確保対策	
○ 災害時における福祉支援体制の整備促進	

I 地域共生社会の実現に向けた地域づくり

1. 断らない相談支援を中核とする包括的支援体制の整備促進【一部新規】

39億円（28億円）

「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」での議論を踏まえ、市町村における地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な相談支援体制の構築を推進するため、

- ・ 地域の様々な相談を包括的に受け止める場の確保や、地域の多様な関係者によるプラットフォームの形成・運営などの地域づくり
- ・ 相談支援包括化推進員の配置等を通じた多機関協働による包括的支援や、既存の支援制度ではカバーされないニーズに対する就労支援、居住支援等としての参加支援に係る、市町村の創意工夫ある取組への支援の拡充を図る。

2. 生活困窮者自立支援・ひきこもり支援の推進

(1) 生活困窮者自立支援・ひきこもり支援の強化【一部新規】

487億円（438億円）

ひきこもり状態にある者や長期無業者など、社会的に孤立しやすく、就労等自立に向けた寄り添った支援が必要な者や、経済的困窮のみならず様々な生活課題を抱える者へ必要な支援を行うため、一人ひとりの状況に応じてきめ細かく対応する包括的支援体制の強化等を進める。

<主な充実内容>

① アウトリーチ等の充実による自立相談支援の機能強化

各市等の自立相談支援機関へアウトリーチ支援員（仮称）を新たに配置し、ひきこもり状態にある者などの社会的孤立に対するアウトリーチの充実を進めるとともに、都道府県による広域の就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング等を推進する。

② 就労準備支援事業等の広域実施による実施体制の整備促進

就労準備支援事業や家計改善支援事業等の任意事業について、市同士の連携や都道府県の関与による広域実施の取組例を参考とした事業をモデル的に実施することを通じて、実施体制の整備を進める。

③ 子どもの学習・生活支援事業の推進

遠方等の理由で利用困難となる課題に対応するため、より身近な場所で支援を受けられるよう、学習支援会場の設置を促進する。

④ ひきこもり地域支援センターと自立相談支援機関の連携強化

より専門性の高い相談支援体制を構築するため、医療、法律、心理、福祉、就労支援等の多職種から構成されるチームのひきこもり地域支援センターへの設置を促進することにより、自立相談支援機関に対する専門的なアドバイスや、当該支援機関と連携した当事者への直接支援を行う。

⑤ 中高年の者に適したひきこもり支援の充実

市町村において、中高年のひきこもり状態にある者に適した居場所やボランティア活動の機会の提供を進めることにより、安心して過ごせる場所や自らの役割を感じられる機会を創造する。また、家族に対しても、ひきこもり状態にある者と良好な関係を構築できるよう相談会や講習会等の実施を促進する。

⑥ 本人や家族への情報のアウトリーチの更なる強化

ひきこもり支援施策や相談窓口の案内に加えて、支援施策を活用する意欲を喚起するため、支援機関等を通じて社会とのつながりを回復することができた好事例（成功体験例）について、ひきこもり状態にある者やその家族への周知を図る。

（参考）令和元年度補正予算（案）

○ 技能修得期間における生活福祉資金貸付の推進 12億円

働きながら国家資格の取得のための長期の訓練に参加する場合の収入減少に対する支援として、生活福祉資金貸付制度への新たなメニューの追加及びこれに伴うシステムの改修等を行う。

○ 市町村におけるひきこもりサポート事業の強化 5億円

市町村等におけるひきこもり支援を強化するため、ひきこもり支援施策の前提となる調査研究に要する経費や広報経費について補助を行う。

（2）生活困窮者自立支援制度を担う人材養成等の実施【一部新規】

1. 2億円（1. 2億円）

生活困窮者の自立に向けた包括的かつ継続的な支援を担う相談支援員等の養成の促進等を通じて、支援の質の向上を図る。

また、生活困窮者自立支援制度人材養成研修において新たにテーマ別研修を設定し、8050問題などひきこもりの長期化が社会問題化している現状を踏まえ、ひきこもり状態にある者やその家族への支援手法に係る研修等を実施する。

（3）農業分野等との連携強化【新規】

1億円

農業分野等と福祉分野との連携を一層推進し、効果的・効率的な就労支援を提供するため、農業体験等として利用者を受け入れることが可能な事業者の情報を集約し自立相談支援機関へ提供することにより、利用希望者と受入希望事業者をマッチングする仕組みを、全国複数箇所でモデル的に実施する。

【参考】厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン（抄）

II. 就職氷河期世代の活躍促進に向けた取組

3. 対象者の個別の状況に応じたきめ細やかな各種事業の展開等

【社会参加実現に向けたプログラム】

(8) 支援が必要なすべての方に支援を届ける体制の強化【新規・拡充】

「情報のアウトリーチ」として支援が必要な方の手元に必要な情報が届くよう、施策や相談窓口の周知・広報を地域レベルで推進し、そのための環境整備として広報素材の提供や自治体の好事例の展開を行う。

より身近な場所で相談を着実に受け止め適切な支援ができるよう、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関（市域に設置）を入口とする相談支援体制を構築するとともに、それをひきこもり地域支援センター（県域に設置）がより強固にバックアップする。

社会参加の場の充実として、生活困窮者自立支援制度の就労準備支援事業について、就労のみならず居場所づくりなど幅広い社会参加を支援する機能を明確化するとともに、多様な形態での広域実施の推進を図るなど全対象自治体での実施を促進する。また、「ひきこもりサポート事業」の充実を図り、幅広い年齢層を対象とする居場所づくりを推進する。

(9) 地域共生社会の実現【新規・拡充】

8050 問題など、世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるように、市町村の包括的な支援体制づくりを支援するモデル事業を推進する。

更に、「断らない」相談支援体制の整備や地域における伴走体制の確保など、新たな制度の創設を含め、包括的な支援体制の構築のための方策を検討するとともに、居場所を含む多様な地域活動の促進を図る。

3. 自殺総合対策の更なる推進

(1) 地域自殺対策強化交付金【一部新規】 26億円（26億円）

自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、地域の実情に応じた実践的な自殺対策の取組を支援する。

また、自殺リスクの高い者に対して、自殺につながる可能性のある様々な要因を排除するために、地域のネットワークによる包括的な支援体制を構築する。

(2) 指定調査研究等法人機能の確保等【一部新規】 7億円（5億円）

我が国の自殺対策の中核として機能する指定調査研究等法人が行う調査研究や地域の自殺対策への取組支援等のために必要な支援を行い、更なる自殺対策を推進する。

4. 成年後見制度の利用促進

(1) 成年後見制度の利用促進のための体制整備【一部新規】 8億円（3.5億円）

成年後見制度利用促進基本計画及び認知症施策推進大綱を踏まえ、中核機関の整備や市町村計画の策定を推進するとともに、中核機関における市民後見人・親族後見人の専門的バックアップ体制の強化や適切な後見人候補者の家庭裁判所への推薦の取組を推進する。

また、後見人等の意思決定支援研修を全国的に実施するとともに、任意後見・補助・保佐等の広報・相談体制の強化を図る。

(2) 成年後見制度の担い手の確保や制度の利用に係る費用の助成

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）82億円（82億円）の内数<老健局にて計上>

地域支援事業交付金1,972億円（1,941億円）の内数<老健局にて計上>

地域生活支援事業費等補助金505億円（495億円）の内数<障害保健福祉部にて計上>

市民後見人や法人後見といった成年後見制度の担い手の育成を推進するとともに、低所得の高齢者・障害者に対する成年後見制度の申立費用や報酬の助成等を推進する。

Ⅱ 生活保護制度の適正な実施

1. 生活保護に係る国庫負担

- (1) 保護費負担金 2兆8,219億円(2兆8,508億円)
生活保護を必要とする人に対して確実に保護を実施するため、生活保護制度に係る国庫負担に要する経費を確保する。また、生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立支援の強化等を進める。
- (2) 保護施設事務費負担金 301億円(297億円)
保護施設の運営に必要な経費を負担する。

2. 生活保護の適正実施の推進

160億円(151億円)

- (1) 生活保護の適正実施
生活保護の適正な運営を確保するため、レセプトを活用した医療扶助の適正化や、収入資産調査の充実強化等による認定事務の適正化等を実施する地方自治体の支援を行うなど生活保護の適正実施を推進する。
- (2) 被保護者健康管理支援事業の円滑な実施【新規】
改正生活保護法に基づき、データに基づいた生活習慣病の予防等を行う被保護者健康管理支援事業が令和3年1月から必須事業化されることから、円滑に実施するために必要な経費を確保する。
- (3) 日常生活支援住居施設への委託事務費【新規】
改正生活保護法に基づき、単独での居住が困難な生活保護受給者に対する日常生活上の支援について、適切な支援体制を確保した日常生活支援住居施設に委託する仕組みを創設することとし、支援の実施に必要な経費を負担する。
- (4) 居宅生活移行支援の推進【新規】
一時的な宿泊施設である無料低額宿泊所や簡易宿所等からの居宅生活移行を一層推進するとともに、退去後の地域生活定着支援を実施するなど、安定した居宅生活に向けて総合的な支援体制の構築を図る。

(参考) 令和元年度補正予算(案)

- 生活保護業務関係システムの改修 5億円
生活保護制度の効率的かつ適正な実施を推進する観点から、日常生活支援住居施設創設に伴う機能追加など生活保護業務関係システムの改修費を補助する。

3. 都道府県等における指導・監査体制の確保

19.4億円（19.7億円）

都道府県及び指定都市本庁に生活保護指導職員を配置し、管内福祉事務所に対する指導、監査及び査察指導を適格に実施する体制を確保し、適正な保護の実施を推進する。

また、「国の行政機関の機構・定員に関する方針」（平成26年7月25日閣議決定）を踏まえ、計画的な見直し等を行う。

Ⅲ 福祉・介護人材確保対策等の推進

1 福祉・介護人材確保対策の推進

(1) 地域医療介護総合確保基金による総合的・計画的な介護人材確保の推進

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）82億円（82億円）の内数<老健局にて計上>

地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保対策を推進するため、介護分野への元気高齢者等の参入促進セミナーの実施、介護職員に対する悩み相談窓口の設置、介護入門者の更なるステップアップや現任職員のキャリアアップ支援など、介護人材の「参入促進」、「労働環境・処遇の改善」、「資質の向上」を図るための多様な取組を支援する。

(2) リーダー的介護職員の育成とチームケアによる実践力の向上【新規】 6億円

リーダー的介護職員の育成をはじめ、介護職員のキャリア・専門性に応じたサービス提供体制によるチームケアの実践を推進し、介護人材の参入環境の整備と定着促進を図る。

(3) 介護の仕事の魅力等に関する情報発信 7億円（7億円）

関係団体との協働の下で、先進的な「介護」を知るための体験型イベントの開催や、若年層、子育てを終えた層、アクティブシニア層に対する個別のアプローチなど、介護の仕事の魅力等に関する情報発信の取組を進める。

(4) 社会福祉事業従事者の養成・研修等 4億円（5億円）

指導的社会福祉従事者の養成を行う日本社会事業大学の運営支援など、福祉・介護人材確保対策を推進する。

2 外国人介護人材の受入環境の整備等

(1) 外国人介護人材の受入環境の整備【一部新規】 11億円（9億円）

新たな在留資格「特定技能」の創設等により、今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場で円滑に就労・定着できるよう、以下のような取組を通じて、その受入環境の整備を推進する。

① 介護の技能水準を評価するための試験等の実施

介護分野における特定技能1号外国人の送出しを行う外国において、介護の技能水準を評価するための試験等を実施する。

② 外国人介護人材の受入を促進するためのPRの実施

介護分野における特定技能1号外国人等として日本の介護現場で就労を希望する人材を確保するため、現地説明会等により日本の介護をPRするための取組を実施する。

③ 介護技能向上のための研修等の実施

地域の中核的な受入施設等において、介護技能向上のための研修や、外国人を対象に行う研修の講師養成や外国人を雇用する介護施設等で技術指導等を行う職員を対象とした研修を実施する。

④ 介護の日本語学習環境の整備

WEBコンテンツの開発・運用、介護の日本語テキストの作成・配布等により、介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備を行う。

⑤ 介護に関する相談支援等の実施

外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるよう、介護業務の悩み等に関する相談支援や巡回訪問等を行う。

(2) 経済連携協定（EPA）などに基づく外国人介護福祉士候補者の受入支援

① 外国人介護福祉士候補者の受入環境の整備 1億円（1億円）

経済連携協定（EPA）などに基づき、インドネシア、フィリピン、ベトナムから入国する外国人介護福祉士候補者を円滑かつ適切に受け入れるため、介護導入研修や受入施設の巡回訪問等を行うとともに、外国人介護福祉士を含め、母国語での相談等に対応する。

② 外国人介護福祉士候補者に対する学習支援

(ア) 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業の実施

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の内数

外国人介護福祉士候補者を受け入れた個々の施設が実施する日本語や介護、医療的ケアに関する専門知識等の学習及び学習環境の整備に対する支援を行う。

(イ) 外国人介護福祉士候補者学習支援事業の実施 1.3億円（1.3億円）

受入施設における外国人介護福祉士候補者の継続的な学習支援のため、集合研修、通信添削指導、資格を取得できなかった候補者に対する帰国後の学習支援を引き続き実施する。

(参考) 令和元年度補正予算(案)

○ 介護福祉士修学資金等貸付事業における貸付原資の確保 5.2億円

介護人材確保をさらに進めるため、介護福祉士資格の取得や再就職を目指す者等に対する修学資金等の貸付原資を補助する。

3. 社会福祉法人や社会福祉施設等に対する支援

(1) 小規模社会福祉法人等のネットワーク化の推進 12億円（12億円）

地域共生社会の実現に向け、小規模な社会福祉法人等による地域貢献事業の推進を図るため、複数法人が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人による協働事業の試行、これらの事業の実施に必要な合同研修や人事交流等の取組を推進する。

(2) 小規模社会福祉法人の事務処理体制の強化【新規】 **7百万円**

日常発生する会計処理の適正化、各小規模社会福祉法人間の交流、情報交換を促進するための研修を開催することにより、小規模社会福祉法人の財務会計に関する事務処理体制の強化を図る。

(3) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の円滑な実施に係る支援 **274億円(276億円)**

社会福祉法人が経営する社会福祉施設等の職員のための退職手当共済制度を安定的に運営させることにより、社会福祉施設等に従事する職員の処遇の確保を図る。

(4) 独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業等

社会福祉法人や医療法人等に対して、社会福祉施設や病院等の設置・整備又は経営に必要な資金の貸付けを行い、社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図る。

① 貸付枠の確保

資金交付額	2, 825億円
〔福祉貸付	1, 789億円〕
〔医療貸付	1, 036億円〕

② 福祉貸付事業における貸付条件の主な改善

(ア) 老朽施設の改築整備に係る融資条件の優遇措置の拡充

- ・ 貸付利率の引き下げ

(イ) 日常生活支援住居施設に係る融資制度の創設

- ・ 貸付けの相手方を社会福祉法人、日本赤十字社、医療法人、一般社団・財団法人及び特定非営利活動法人とする。

(ウ) 児童養護施設等における小規模かつ地域分散化を図る整備に係る融資条件の優遇措置の拡充

- ・ 償還期間(据置期間)の延伸
- ・ 融資率の引き上げ

(5) 隣保館の耐震化整備等の推進 **15億円(15億円)**

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づき、耐震化に課題を抱えている隣保館の整備等を行うことにより、防災・減災対策を推進する。

IV 災害時における福祉支援

1. 災害時における見守り・相談支援等の推進

(1) 東日本大震災の被災者に対する見守り・相談支援等の推進

復興庁所管「被災者支援総合交付金」155億円の内数

東日本大震災により仮設住宅等に入居する被災者が、安心して日常生活を営むことができるよう、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行い、孤立防止や地域コミュニティの構築を支援する。

(2) 被災者に対する見守り・相談支援等の推進

13億円（11億円）

平成28年熊本地震や平成30年7月豪雨、令和元年台風第15号・19号等大規模な災害により仮設住宅等に入居する被災者が、安心して日常生活を営むことができるよう、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行い、孤立防止や地域コミュニティの構築を支援する。

2. 被災地（福島県）における福祉・介護人材確保対策

2億円（2億円）

福島県相双地域等における福祉・介護人材の確保を図るため、当該地域の就労希望者に対する就職準備金等の貸付けや応援職員の確保に対する支援等を実施。

3. 災害時における福祉支援体制の整備推進

(1) 災害福祉支援ネットワーク構築の推進【一部新規】 1億円（0.4億円）

災害時において高齢者・障害者等支援が必要な要配慮者に対し、避難所等での避難生活における生活機能の低下などの二次被害を防止するため、災害派遣福祉チームの組成や保健医療分野も含めた一体的支援体制の検討等、平時から支援体制の整備を推進する。

(2) 災害ボランティア活動への支援の推進【一部新規】

3億円（0.4億円）

災害時に社会福祉協議会による災害ボランティアセンターを迅速かつ適切に設置・運営できるよう、国、都道府県、市町村の各段階で平時からの実践的な研修や実地による訓練を推進する。